

豊田市ウェブサイト広告基準

(趣旨)

第1条 この基準は、豊田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第3条の規定に基づき、豊田市のウェブサイト（以下「市ウェブサイト」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市ウェブサイト 豊田市が管理するウェブサイトのことをいう。

(2) バナー広告 市ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ウェブサイトに掲載する広告はバナー広告（以下「広告」という。）とする。

(基準適用の範囲)

第4条 広告のリンク先である広告主の管理するウェブページ及びウェブサイト（以下「リンク先」という。）について、社会通念上合理的な範囲で、豊田市広告掲載要綱、掲載基準及びこの基準を準用する。

(セキュリティ対策)

第5条 広告主は、セキュリティ上の措置を実施し、リンク先で改ざん等が発生しないよう努めなければならない。また、改ざん等が発生した場合には、豊田市の判断で即座に広告を取り外すことができる。

2 リンク先で改ざん等が発生した場合は、原因究明と対策を実施し、書面での報告を行えば、再審査の上、再掲載することができる。

3 広告主を募集した事業者は、広告主のリンク先で改ざん等が発生しないようなセキュリティ上の措置が講じられていることを適宜、確認しなければならない。

(広告の規格等)

第6条 市ウェブサイトに掲載する広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 大きさは、縦60ピクセル、横160ピクセル

(2) 形式は、GIFまたはJPEG形式

(3) データ容量は、5KB以下

(4) 画像に文字を表示する場合、4.5:1のコントラスト比をもたせる

ただし、以下の場合はその限りではない

- ・画像中の文字が日本語で、22ポイント又は18ポイントの大きめの太字の場合（文字色と背景色に少なくとも3:1のコントラストがあればよい）
- ・画像中の文字が英数字で、18ポイント又は14ポイントの大きめの太字の場合（文字色と背景色に少なくとも3:1のコントラストがあればよい）
- ・画像が、ロゴ又はブランド名の一部である文字
- ・画像が、装飾だけを目的としてイメージ画像で、伝えたい情報を含まない場合

2 次の表記、構造は禁止とする。

- (1) 動画、アニメーション、静止画像の切り替え（反転表示）等
- (2) 市ウェブサイトのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン
- (3) 広告主、商品、サービスのいずれかを表す文字情報がまったくないもの、または確認・判別が困難なもの
- (4) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (5) アラートマーク
- (6) ラジオボタン
- (7) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (8) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (9) 透過色の背景

（広告の掲載期間）

第7条 広告の掲載期間は1ヶ月単位とし、具体的な掲載期間は募集要項で別途定める。

附則

（施行期日）

この基準は、平成21年11月10日から施行する。

この基準は、平成25年7月22日から施行する。

この基準は、平成27年7月1日から施行する。